

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）以下「原子炉等規制法」という。）<u>第四十三條の四第一項に規定する実用発電用原子炉（次号において単に「実用発電用原子炉」という。）</u></p> <p>二 <u>原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）</u>であつて、政令で定めるもの</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において「使用済燃料の再処理等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定加工（原子炉等規制法第二条第八項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>6～16（略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）以下「原子炉等規制法」という。）<u>第二十三條第一項第一号に規定する実用発電用原子炉</u></p> <p>二 <u>原子炉等規制法第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉</u>であつて、政令で定めるもの</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において「使用済燃料の再処理等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定加工（原子炉等規制法第二条第七項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>6～16（略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの）あつては、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

(最終処分計画)

第四条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの）あつては、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない。

4～7 (略)

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの）あつては、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

4～6 (略)

(最終処分計画)

第四条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの）あつては、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

4～7 (略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 4 (略) 5 この法律において「使用済燃料の再処理等」とは、次に掲げるものをいう。 一 (略) 二 特定加工（原子炉等規制法第二条第九項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。） 三・四 (略) 6 16 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 4 (略) 5 この法律において「使用済燃料の再処理等」とは、次に掲げるものをいう。 一 (略) 二 特定加工（原子炉等規制法第二条第八項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。） 三・四 (略) 6 16 (略)</p>

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第六十二条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）</p> <p>二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。）並びに警察庁</p> <p>三 各省（総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）</p> <p>四 公害等調整委員会</p> <p>五 原子力規制委員会</p> <p>2（略）</p> <p>（基本計画）</p> <p>第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）</p> <p>二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。）並びに警察庁</p> <p>三 各省（総務省にあつては、次号に掲げる機関を除く。）</p> <p>四 公害等調整委員会</p> <p>〔新設〕</p> <p>2（略）</p> <p>（基本計画）</p> <p>第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）（附則第六十三条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第六十二条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第六十九條 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第六十九條 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「原子炉施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、原子炉等規制法第十三条第二号に規定する加工施設、原子炉等規制法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに原子炉等規制法第五十三条第一号に規定する使用施設等をいう。</p> <p>2 この法律において「原子炉施設」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。</p> <p>〔削る〕</p> <p>3 この法律において「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第一条第一号に規定する原子力災害をいう。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等、原子力施設及び原子炉施設の</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第三条第二項第一号に規定する製錬施設、原子炉等規制法第十三条第二号に規定する加工施設、原子炉等規制法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設並びに原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設をいう。</p> <p>2 この法律において「原子炉施設」とは、原子炉等規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉（第四項において「原子炉」という。）並びにこれらの附属施設をいう。</p> <p>3 この法律において「原子力事業」とは、原子炉等規制法第三条第一項の製錬の事業、原子炉等規制法第十三条第一項の加工の事業、原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵の事業、原子炉等規制法第四十四条第一項の再処理の事業及び原子炉等規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物の事業をいう。</p> <p>4 この法律において「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第一条第一号に規定する原子力災害のうち原子力事業の実施又は原子炉の運転により生じたものをいう。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第四条 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及</p>

設計に関する安全性の解析及び評価並びに原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務等を行うことにより、原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 次に掲げる者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

イ 原子炉等規制法第三条第一項の製錬の事業、原子炉等規制法第十

三条第一項の加工の事業、原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵の事業、原子炉等規制法第四十四条第一項の再処理の事業又は原子炉等規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄の事業を行う者

ロ 原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者

ハ 原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質を使用する者

(イ又はロに掲げる者を除く。)

「削る」

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 (略)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 原子力事業を行う者若しくは原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

「新設」

「新設」

「新設」

二 原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質を使用する者(前号に掲げる者を除く。)(又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。))

三 第一号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 (略)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 原子力の安全の確保(次号において「安全確保」という。)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。

五・六 (略)

2・3 (略)

(区分経理)

第十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条に規定する業務のうち、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十五条第六項に規定する原子力安全規制対策に要する交付金等を財源とするもの

「削る」

二 前号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち原子力規制委員会の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による承認をしようとするときは、

一 三 (略)

四 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保(次号において「安全確保」という。)に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。

五・六 (略)

2・3 (略)

(区分経理)

第十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条に規定する業務のうち、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第八十七条の電源開発促進勘定からの電源立地対策に要する交付金等を財源とするもの

二 前条に規定する業務のうち、特別会計に関する法律第八十七条の電源開発促進勘定からの電源利用対策に要する交付金等を財源とするもの

三 前二号に掲げる業務以外の業務

(積立金の処分)

第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あら

あらかじめ、原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(特に必要がある場合の主務大臣の要求)

第十六条 主務大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合その他の場合において、原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、原子力規制委員会
- 二 第十三条に規定する業務(次号に規定するものを除く。)に関する事項については、原子力規制委員会
- 三 第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣及び原子力規制委員会
- 2 機構に係る通則法における主務省は、原子力規制委員会とする。
- 3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取等)

第十八条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委

かじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(特に必要がある場合の経済産業大臣の要求)

第十六条 経済産業大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合その他の場合において、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

第十八条 削除

員会及び内閣府の独立行政法人評価委員会」とする。

2 原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十五条第一項の規定により原子力規制委員会の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十五条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「原子炉施設」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設及び原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、原子炉等規制法第六十八条第一項から第四項までの規定による立入検査、質問又は収去の業務を行う。</p> <p>「削る」</p> <p>「削る」</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「原子炉施設」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 原子炉等規制法第六十八条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去</p> <p>二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百七条第一項から第三項までの規定による立入検査</p> <p>3（略）</p>

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第六十六条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（武力攻撃原子力災害への対処）</p> <p>第五十五条 原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第百九十二条第二号において同じ。）は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所（同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。）外（事業所外運搬（同条第二号の事業所外運搬をいう。以下同じ。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。）へ放出され、又は放出されるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事（同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）、所在市町村長（同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。）並びに関係周辺都道府県知事（同条第二項の關係周辺都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長（同項の關係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。</p> <p>2 内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。</p>	<p>（武力攻撃原子力災害への対処）</p> <p>第五十五条 原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第百九十二条第二号において同じ。）は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所（同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。）外（事業所外運搬（同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。）へ放出され、又は放出されるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長（同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。）、所在都道府県知事（同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）、所在市町村長（同項の所在市町村長をいう。第三項及び第四項において同じ。）及び関係隣接都道府県知事（同条第二項の關係隣接都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、指定行政機関の長並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長（同項の關係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。</p> <p>2 指定行政機関の長は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。</p>

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。）は、第一項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報しなければならない。

4 第二項の規定は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。）が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。）に通知しなければならない。

5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。

6～11（略）
12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。）は、第一項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。

4 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。）に通知しなければならない。

5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。

6～11（略）
12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中

「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事象」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条（見出しを含む。）中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七条第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより（原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定めるところにより）」と、同法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定めるところにより」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策（前項の規定による公示があった時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう）。

「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事象」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長（原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。）」と、「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条（見出しを含む。）中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七条第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより（原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定めるところにより）」と、同法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定めるところにより」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策（前項の規定による公示があった時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若し

以下この条において同じ。)は」と、同項第一号及び第三号中「原子力災害事後対策実施区域」とあるのは「応急対策実施区域その他所要の区域」と、同項第四号中「原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

14・15 (略)

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

第六百六条 原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合)においては、原子力規制委員会及び国土交通大臣は、武力攻撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

くはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。)と、同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他」とあるのは「応急対策実施区域等」と、同項第四号中「原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

14・15 (略)

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

第六百六条 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。)若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

「削る」

(準用)

第八十三條 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節(第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。)及び第三節(第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。)、第四十二條、第二章(第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。)、第三章(第八十八條及び第九十三條を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四十一條、第四十三條、第四十四條、第四十七條及び第五十一條から第五十六條まで並びに第七章(第六十一條第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
「削る」	「削る」	「削る」
(略)	(略)	(略)
第一百五十一條第一項	(略)	(略)
第一百五十二條第二項	次条	第八十三條において準用する次条
(略)	(略)	(略)

第八十八條 第三條第三項(同條第五項(第八十三條において準用する場合を含む。))及び第八十三條において準用する場合を含む。)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、放射性降下物による障害の防止に関する対策について、原子力安全委員会に対し、汚染の拡大を防止するための措置の実施に関する技術的事項に関し必要な助言を求めることができる。

(準用)

第八十三條 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節(第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。)及び第三節(第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。)、第四十二條、第二章(第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。)、第三章(第八十八條及び第九十三條を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四十一條、第四十三條、第四十四條、第四十七條及び第五十一條から第五十六條まで並びに第七章(第六十一條第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第一百五十一條第一項及び第一百五十二條第二項	次条	第八十三條において準用する次条
(略)	(略)	(略)
第一百五十一條第一項	(略)	(略)
「新設」	「新設」	「新設」
(略)	(略)	(略)

第八十八條 第三條第三項(同條第五項(第八十三條において準用する場合を含む。))及び第八十三條において準用する場合を含む。)

規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第六十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）の命令に従わなかった者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第五十五条第一項前段（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）又は関係地方公共団体の長に通報しなかつた原子力防災管理者
- 三 第二十五条第七項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、毀損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第六十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による指定行政機関の長の命令に従わなかった者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第五十五条第一項前段（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、指定行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通報しなかつた原子力防災管理者
- 三 第二十五条第七項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、ぎ損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第六十七条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止）</p> <p>第百六条 原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、武力攻撃事態等において、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉（同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。）に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>（原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止）</p> <p>第百六条 原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、武力攻撃事態等において、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉（同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。）に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五十六条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第二十八条第一項第四号ロにおいて同じ。）及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五十六条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p>

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

イ（略）

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

2
4（略）

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

イ（略）

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

2
4（略）

改正案

現行

<p>（主務大臣等） 第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第六条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二（第五号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣</p> <p>三 第十七条に規定する業務（次号及び第五号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣</p> <p>四 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）のうち、原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。）については、文部科学大臣及び原子力規制委員会</p> <p>五 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣（原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事項並びに国</p>	<p>（主務大臣等） 第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第六条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣</p> <p>三 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣</p>
---	--

際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。）については、文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会（

イ・ロ（略）

2 経済産業大臣は、専ら前項第五号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3（略）

4 機構に係るこの法律及び通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第五号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十九条 次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第五号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、原子力規制委員会の独立行政法人委員会」とする。

三 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

イ・ロ（略）

2 経済産業大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3（略）

4 機構に係るこの法律及び通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・経済産業省令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

<p>これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、経済産業省及び原子力規制委員会の独立行政法人委員会」とする。</p> <p>2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。</p> <p>二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。</p> <p>3 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に掲げる業務に関し、経済産業省及び原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>「新設」</p> <p>2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>
--	--

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）（附則第七十条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「使用済燃料」とは、<u>実用発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。</u>第五項において同じ。）<u>において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>2～6（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>2～6（略）</p>

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）（附則第七十一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～4 (略) 5 この法律において「特定実用発電用原子炉」とは、原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第八号に掲げる処分の方法として再処理する旨を記載して同条第一項の許可を受けた実用発電用原子炉をいう。 6 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～4 (略) 5 この法律において「特定実用発電用原子炉」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第八号に掲げる処分の方法として再処理する旨を記載して同条第一項の許可を受けた実用発電用原子炉をいう。 6 (略)</p>

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第七十二条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第六節 エネルギー対策特別会計</p> <p>（目的）</p> <p>第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（第六項の措置に該当するもの並びに発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。</p> <p>5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる財政上の措置</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>「削る」</p>	<p style="text-align: center;">第六節 エネルギー対策特別会計</p> <p>（目的）</p> <p>第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（<u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>に対する交付金の交付を含む。発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。</p> <p>5 この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置（前項の財政上の措置に該当するものを除く。）であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 次に掲げる財政上の措置</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 <u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>に対する交付金の交付</p>

ハ 発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の
給付金の交付を含む。二において同じ。）で政令で定めるもの

二（略）

二（略）

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定
めるもの（第八十八条第二項第二号トにおいて「電源利用対策に係る
附帯事務等に関する措置」という。）

6| この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整
備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力
発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な
関連を有する施設、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十三条第二項第二号に規定す
る加工施設又は試験研究の用に供する原子炉若しくは同法第五十三条第
二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法（平成
十一年法律第五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置
されるものに関する安全の確保を図るための措置（独立行政法人原子力
安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。）で政令で定めるものをい
う。

7|（略）

（管理）

第八十六条 エネルギー対策特別会計は、内閣総理大臣、文部科学大臣、
経済産業大臣及び環境大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2（略）

（歳入及び歳出）

第八十八条（略）

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

二 発電用施設の設置又は改造に係る補助（交付金、委託費その他の
給付金の交付を含む。ホにおいて同じ。）で政令で定めるもの

ホ（略）

二（略）

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定
めるもの（第八十八条第二項第二号ヘにおいて「電源利用対策に係る
附帯事務等に関する措置」という。）

「新設」

6|（略）

（管理）

第八十六条 エネルギー対策特別会計は、文部科学大臣、経済産業大臣及
び環境大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2（略）

（歳入及び歳出）

第八十八条（略）

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

二 歳出

イ (略)

ロ 第八十五条第五項第一号イ及びロの交付金

ハ (略)

二 第八十五条第五項第一号ハ及び二の補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む。)

ホ (略)

ヘ 第八十五条第六項の交付金及び措置に要する費用

ト〜ク

3 (略)

(電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理)

第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めるところにより、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従って整理しなければならない。

(一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例)

第九十一条 第六条の規定にかかわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の一般会計から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に

イ〜ハ (略)

二 歳出

イ (略)

ロ 第八十五条第五項第一号イから八までの交付金

ハ (略)

二 第八十五条第五項第一号二及びホの補助金(交付金、委託費その他の給付金を含む。)

ホ (略)

「新設」

〜ル

3 (略)

(電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理)

第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めるところにより、電源立地対策及び電源利用対策の区分に従って整理しなければならない。

(一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例)

第九十一条 第六条の規定にかかわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の一般会計から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この項において「繰入相当額」という。)を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策及び電源利用対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の

繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額（当該年度の一般会計からの繰入金を除く。）との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分に従って繰り入れるものとする。

（剰余金の処理に係る整理）

第九十三条 電源開発促進勘定において、第八条第一項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる金額は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に区分して整理するものとする。

歳入の見込額（当該年度の一般会計からの繰入金を除く。）との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策及び電源利用対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分に従って繰り入れるものとする。

（剰余金の処理に係る整理）

第九十三条 電源開発促進勘定において、第八条第一項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる金額は、電源立地対策及び電源利用対策に区分して整理するものとする。